

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 一般旅客定期航路事業の運送約款の設定(変更)認可申請
- ② 手続根拠 : 海上運送法第9条第1項前段(設定)
海上運送法第9条第1項後段(変更)
- ③ 手続対象者 : 一般旅客定期航路事業者
- ④ 提出時期 : 設定の場合は、一般旅客定期航路事業の許可申請書といたし
よに提出してください。変更の場合は、変更予定期日の5ヶ
月前を目安としてください(行政手続法の標準処理期間を考
慮して)。
- ⑤ 提出方法 : 所轄運輸局あるいは運輸支局等へ提出して下さい。
- ⑥ 手数料 : 無し
- ⑦ 添付書類 : 運送約款(変更認可申請の場合は、新旧の運送約款(変更
に係る部分に限る)を添付してください)
- ⑧ 申請書様式 : 施行規則第5条に定める事項を記載した申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる所轄運輸局あるいは運輸支局等にお問い合わせ
下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出窓口 : 各地方運輸局等(運輸支局を含む)
 - 北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課 013-423-4213
 - 東北運輸局海事振興部海事産業課 022-791-7512
 - 北陸信越運輸局海事振興部海事産業課 025-244-6115
 - 関東運輸局海事振興部旅客課 045-211-7214
 - 中部運輸局海事振興部旅客課 052-952-8013
 - 近畿運輸局海事振興部旅客課 06-6949-6416
 - 神戸運輸監理部海事振興部旅客課 078-321-3146
 - 中国運輸局海事振興部旅客課 082-228-3679
 - 四国運輸局海事振興部旅客課 087-825-1183
 - 九州運輸局海事振興部旅客課 093-332-8089
 - 沖縄総合事務局運輸部総務運航課 098-866-0064
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 提出先にご相談ください。